

民法・商法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は民法と商法で各1枚配付します。それぞれの科目の解答にあたっては、指定された科目の解答用紙を使用してください。
指定された科目の解答用紙に異なる科目を解答した場合は、試験時間内に申し出があったときを除き、無効とします。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は90分です。
- VII 民法の問題は1～2ページ、商法の問題は3ページにあります。

民 法

【設例】の事案につき、【設問】（１）及び（２）に解答せよ。各設問は、互いに独立である。

【設例】

楽器演奏を愛好する X は、日中の仕事から帰ってきたあと近隣に迷惑をかけず夜間に演奏したいと思い、その目的に応じ得る高水準の防音性能を備えた住居への転居を希望し、そのような住宅を探していた。あるとき X は、友人 A から、よさそうな物件を知っているとして甲建物とその所有者 Y を紹介され、A を通じて X の欲する防音性能を Y に伝えたうえ、甲建物には高水準の防音性能が備わっているものと信じて、Y から、一般的な防音性能の同種建物の相場よりも割高な 4,000 万円で、甲建物を購入した（本件売買契約）。

Y は、自身ではとくに楽器演奏等に縁がなかったが、甲建物の前の所有者であり Y に甲建物を売却した C から、甲建物にはそれなりの費用をかけて防音性能を備えさせているとの説明を受けていたため、みずからも、甲建物に X の求めに適うだけの防音性能が備わっていることを疑わず、甲建物を X に売却したものである。

ところが、X が実際に甲建物に入居し、甲建物についての所有権移転登記も備え、甲建物内で夜間に楽器演奏をしていたところ、意外にも、近隣からの苦情を相次いで受けた。そこで X が専門業者 B に依頼して調査した結果、甲建物には、一般的な居住性能に欠けるところはなく、また、中程度の水準の防音性能は備わっているが、X が期待していたような高水準の防音性能までは備わっておらず、X の期待に沿うためには 3,000 万円を超える大規模改修工事が必要となることが、明らかになった。

【設問】

- （１） 【設例】の事案において、X は、本件売買契約に基づいてすでに代金全額を Y に支払っているものとする。この場合、X が本件売買契約の効力を失わせることによって Y に対しその支払った代金の返還を求めることができるためには、どのような法的構成を考えることができるか。その法的構成を 2 つ示したうえで、そのそれぞれについて、【設例】中のどの事実がどのような法律要件に該当すると考えられるか、説明・検討しなさい。
- （２） 【設例】の事案において、X は、本件売買契約の定める代金額の一部として、1,000 万円を Y に支払ったものとする。この場合において、その後に X に対す

る売買残代金債権を Y から 2,100 万円で買い入れた Z が、Y が作成して Z に
交付した債権譲渡通知書を X に示したうえ、X に対してその売買残代金として
3,000 万円の支払を求めるとき、X は、どのような主張をして Z の請求に対抗
することができるか、説明・検討しなさい。X には、甲建物を手放す意図はな
いものとする。

以 上

商 法

〔問題〕

取締役会設置会社である甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、洋菓子の製造販売を事業目的とし、大阪府全域を販売区域としている。甲会社は、大阪府下の販売網を拡大するために、大阪府内で洋菓子の製造販売を行う他の会社との合併またはそのような他の会社の買収を計画し、合併・買収の相手となりうる会社の調査を取締役 A に委任した。委任された調査を進めていた A は、大阪府吹田市を販売区域として洋菓子の製造販売の事業を行っている乙株式会社（以下「乙会社」という。）のオーナー社長である B から、乙会社の発行済株式の全部（以下「本件株式」という。）の譲渡の話を持ちかけられた。B は、本件株式を甲会社が譲り受けても A 自身が譲り受けてもよいとの意向を示したので、A は、甲会社に知らせずに、本件株式を自ら譲り受けた。その後 A は、甲会社の取締役の地位を維持したまま、甲会社の他の取締役に知らせることなく、乙会社の代表取締役に就任して吹田市において乙会社を代表して洋菓子の製造販売の事業を行った。

以上の事実を前提に、下の小問に答えなさい。

[小問 1] A による本件株式の譲受けおよび乙会社代表取締役としての事業行為は、それぞれ、会社法上、甲会社の取締役としての A の甲会社に対するどのような義務に違反しうるか。

[小問 2] 小問 1 の義務違反が認められる場合、甲会社は A に対してどのような請求をすることができるか。

以 上